

# 地単公費の現物給付に対応した請求事務の委託等について (併用レセプト請求への移行、共通算定モジュールの導入)

令和8年1月

審査支払システム開発推進室 診療報酬改定DX課



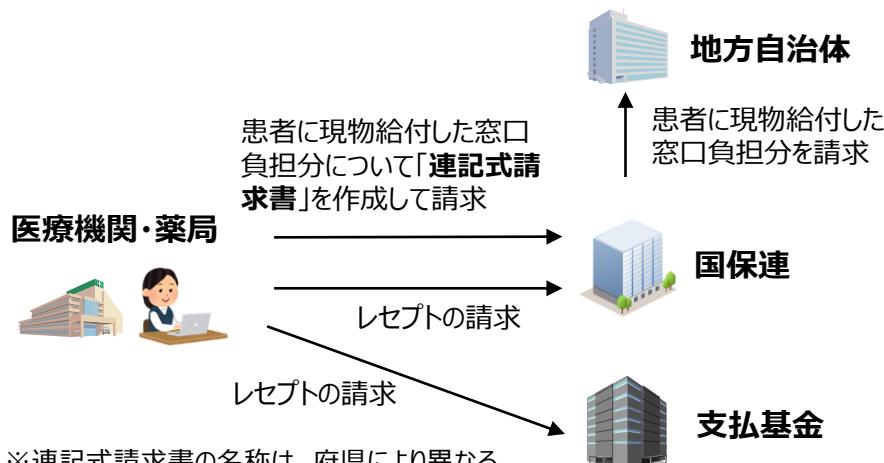
※各自治体の委託の状況は、令和8年1月時点の情報であり、更新後の情報は、支払基金ホームページに掲載します。

# 都道府県をまたいで地単公費の現物給付への対応【併用レセプト請求への移行】

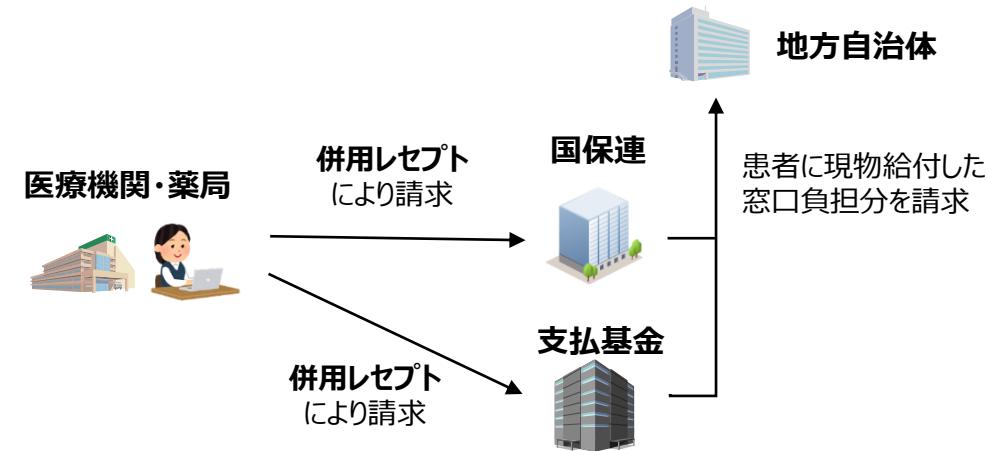
- 患者が**都道府県をまたいで受診した場合**でも、一時的な窓口負担なく受診できるようにするために、地方単独医療費等助成事業（地単公費）の実施自治体から支払基金・国保連に、**併用レセプトの請求※による委託**が必要。

※ 国が定めるレセプト記載要領は、医療保険のレセプト請求の方法により、医療機関等から自治体に現物給付分を請求する方法を定めている。これを「併用レセプト」という。

## 連記式の請求の仕組み



## 併用レセプトの請求の仕組み



## 主な課題

- ①患者が**都道府県をまたいで受診した場合**、都道府県間での請求手続を行うことが難しく、**現物給付に対応できない**。
- ②医療機関・薬局では、レセプトとは別に、**連記式請求書を作成する必要**がある。
- ③現物給付した窓口負担分に、**審査での査定が反映されない**ため、自治体で不要な医療費助成の支払が生じる。
- ④健保組合は、現物給付分をレセプトで確認できない。付加給付の際、**患者に支給額を確認・調整する作業**が生じる。

## メリット

- ①患者が**都道府県をまたいで受診した場合**でも**現物給付が可能**。
- ②医療機関・薬局では、**連記式請求書の作成が不要**になり、**請求事務の負担が軽減**される。
- ③現物給付の患者負担分に**審査での査定が反映される**ので、自治体で不要な医療費助成の支払を回避できる。
- ④健保組合は、現物給付分をレセプトで確認できるので、**付加給付の支給手続きが効率化**される。

# 【支払基金】地単公費の請求事務の各自治体の委託状況（都道府県をまたいだ現物給付にも対応）

- 支払基金は、社会保険加入の患者が一時的な窓口負担なく受診できるよう（現物給付）、**地方単独医療費等助成事業**（地単公費）の請求事務を受託している。患者が**都道府県をまたいで受診した場合の現物給付にも対応**している。

## 【主な3事業（乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療）の委託の状況】令和8年1月時点

都道府県内の全市区町村  
が支払基金に委託済  
(23都道府県)

北海道 秋田県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県  
富山県 福井県 長野県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県  
鳥取県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 福岡県 宮崎県

県内の一  
部市町村が  
支払基金に委託済 (15県)  
( ) は支払基金に委託済の市町村数  
乳:乳幼児医療 親:ひとり親医療  
障:重度心身障害者医療

青森県 (乳40/親40/障17) 宮城県 (乳1) 福島県 (乳50/親14/障31)  
栃木県 (乳25/親3/障7) 石川県 (乳19/親11/障19) 山梨県 (乳27/親27) 静岡県 (親1/障1)  
三重県 (乳28/親27/障24) 島根県 (乳1) 高知県 (乳1/親1/障1) 佐賀県 (乳20)  
長崎県 (乳21/親3/障2) 熊本県 (乳42/親6/障9) 大分県 (乳18/親18) 鹿児島県 (乳43)

支払基金に委託の準備中  
(5県)

群馬県 (令和8年4月予定) 岐阜県 (令和8年4月予定)  
愛知県 (令和9年4月予定) 岩手県 (開始時期は未定) 山口県 (開始時期は未定)

※岩手県、愛知県、山口県は、公費負担者番号について、レセプト記載要領（共通ルール）に沿った番号に移行する準備を進めている。

府県内の全市町村で  
委託がない (4府県)

山形県 京都府 愛媛県 沖縄県

※山形県は公費負担者番号、沖縄県は受給者番号について独自ルールで設定。

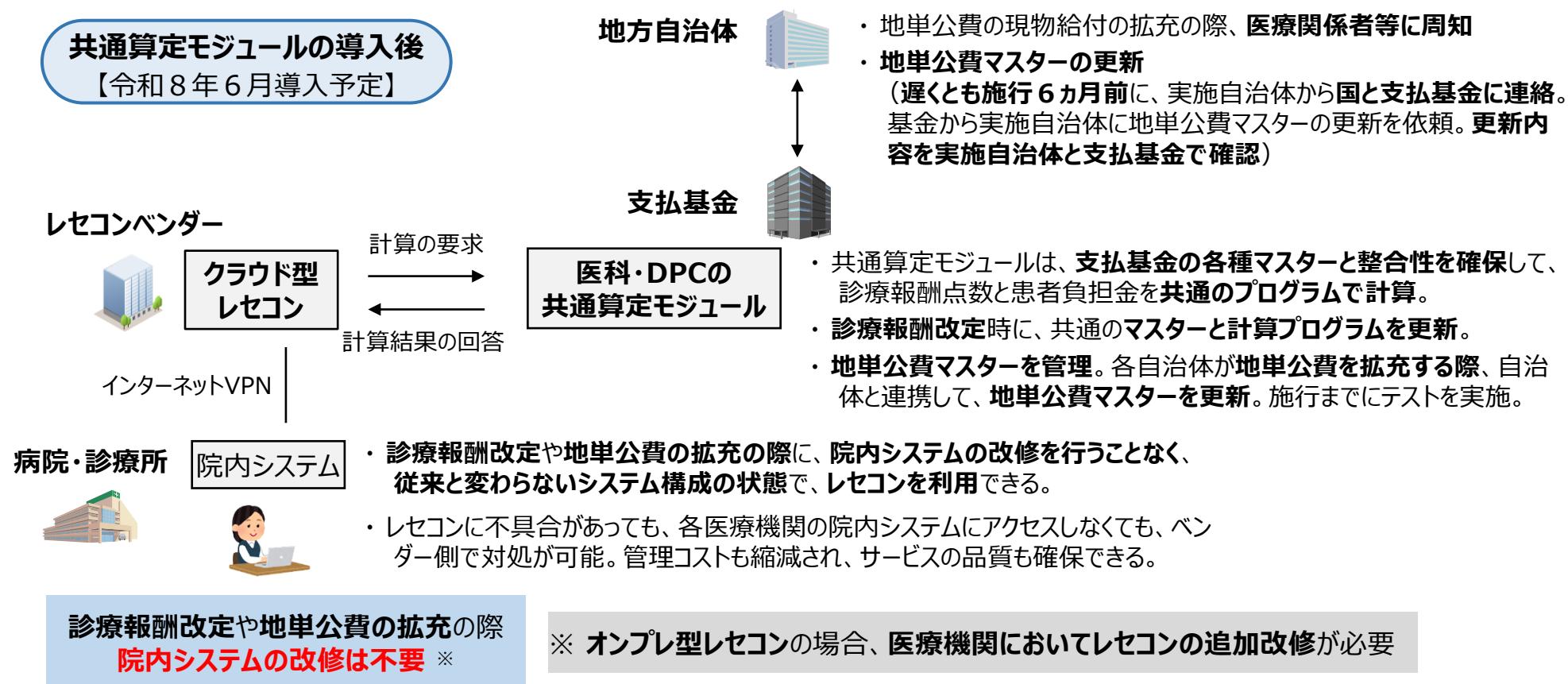
※各自治体の委託の状況は、令和8年1月時点の情報であり、更新後の情報は、支払基金ホームページに掲載します。

# 地単公費の拡充に対応したレセコン改修の負担縮減【共通算定モジュールの導入】

- 各自治体において地単公費の現物給付を拡充する際（都道府県をまたいだ受診を含む）、医科・DPCの共通算定モジュール（令和8年6月導入予定）と連携したクラウド型レセコンを導入している医療機関では、システム改修を行うことなく対応が可能となる。

※1 共通算定モジュールによる計算は、**公費負担者番号がレセプト記載要領に沿って8桁で設定されている必要**がある。

※2 歯科・薬局・訪問看護における共通算定モジュールの導入は、国において検討中であり、導入時期は決まっていない。



※ 医科・DPCの共通算定モジュールと連携したクラウド型レセコンは、日本医師会ORCA管理機構、富士通JAPAN、日本電気(NEC)、ウィーメックス(WEMEX)、ソフトウェア・サービスにおいて開発中。連携開始時期は、令和8年6月予定で調整中（ソフトウェア・サービスは開始時期を調整中）。

# 【参考】支払基金への請求事務の委託に向けた9府県の準備状況（令和8年1月現在）

- 各県で、支払基金への委託に向けた調整を進めている。山形県、京都府、沖縄県には、1月28日全国説明会後、委託に必要な準備等について、支払基金（本部と各事務局で連携）から説明したい。

	調整の状況
岩手県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>委託を検討中</b>（開始時期は未定）。※現在は、公費負担者番号ではなく、11桁の受給者番号を使用。</li><li>・岩手県主催の市町村・国保連・基金が参加するワーキンググループを実施（R6年度に3回、R7年度に1回）</li></ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>委託の調整を始めていない。</b> ※公費負担者番号が8桁だが、8桁目(チェックデジット)の設定が記載要領に沿っていない。</li></ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>R8年4月診療分から委託予定。共通算定モジュールでの地単公費の計算も対応予定。</b></li><li>・群馬県主催の市町村・国保連・基金が参加する説明会を実施（R6年10月/12月、R7年2月/9月、R8年1月予定）</li></ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>R8年4月診療分から委託予定。共通算定モジュールでの地単公費の計算も対応予定。</b></li><li>・岐阜県主催の市町村・国保連・基金が参加する説明会を実施（R7年9月/11月）。</li><li>・岐阜県から県内保険医療機関に「福祉医療制度における併用レセプト請求方式の導入に係るリーフレット及び詳細資料の送付について」の文書により新しい公費負担者番号（8桁）と移行時期について周知（R7年8月7日付け）</li></ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>R9年4月から委託予定。</b> 委託の契約に向けて調整中。※現在は、公費負担者番号が事業ごとに全市町村で同じ番号。</li><li>・愛知県主催で全市町村・国保連・基金が参加する説明会を実施（R7年4月/7月/12月）</li><li>・愛知県から県内保険医療機関等に「県内市町村の福祉医療費の「併用レセプト請求方式」への統一について」の文書により、新しい公費負担者番号（8桁）と移行時期について周知（R7年11月11日付け）</li></ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>委託の調整を始めていない。</b> ※公費負担者番号は8桁、受給者番号は7桁であり、記載要領に沿っている。</li></ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>委託を検討中</b>（開始時期は未定）。公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）の設定を県が調整中。</li><li>・山口県主催の市町村・基金・国保連が参加する説明会を実施（R7年5月/9月）</li><li>※現在は、公費負担者番号が事業別に分かれていない。受給者番号は独自に採番。</li></ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"><li>・連記式を廃止し、併用レセプトの請求への変更に伴う課題を整理中。</li><li>・愛媛県と基金愛媛事務局で打合せ（R7年7月）、愛媛県・国保連・基金で打合せ（R7年10月）</li></ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>委託の調整を始めていない。</b></li><li>※現在は、受給者番号10桁で運用。公費負担者番号と受給者番号について、記載要領に沿った見直しが必要。</li></ul>

※上記の情報は、令和8年1月時点の情報です。委託の状況について、更新後の情報は、支払基金ホームページに掲載します。

# 【参考】一部市町村が支払基金に請求事務を委託している各県の状況（令和8年1月現在）

県名	市町 村数	3事業 委託済 市町村数			請求事務を委託している事業：市町村 乳:乳幼児医療 親:ひとり親医療 障:重度心身障害者医療
		乳幼児	ひとり親	重度心身	
青森	40	40	40	17	[乳、親] 全市町村 [障] 青森市、黒石市、十和田市、三沢市、藤崎町、大鰐町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、おいらせ町
宮城	35	1	0	0	[乳] 仙台市
福島	59	50	14	31	[乳] 全市町村（福島市、いわき市、相馬市、南相馬市、伊達市、桑折町、矢祭町、鮫川村、新地町を除く） [親] 会津若松市、田村市、下郷町、只見市、磐梯町、湯川村、三島町、昭和村、石川町、浅川町、川内村、飯館村、会津美里町、南会津町 [障] 会津若松市、白河市、田村市、鏡石町、下郷町、只見町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、石川町、平田村、浅川町、三春町、小野町、川内村、葛尾村、飯館村、会津美里町、南会津町
栃木	25	25	3	7	[乳] 全市町村 [親] 茂木町、芳賀町、那珂川町 [障] 宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、下野市、日光市、芳賀町
石川	19	19	11	19	[乳] 全市町村 [親] 金沢市、小松市、加賀市、珠洲市、羽咋市、かほく市、野々市市、内灘町、宝達志水町、中能登町、能登町 [障] 全市町村
山梨	27	27	27	0	[乳、親] 全市町村
静岡	35	0	1	1	[親、障] 浜松市
三重	29	28	27	24	[乳] 全市町村（松阪市を除く） [親] 全市町村（松阪市、四日市市を除く） [障] 全市町村（松阪市、四日市市、名張市、尾鷲市、伊賀市を除く）
島根	19	1	0	0	[乳] 大田市
高知	34	1	1	1	[3事業] 高知市
佐賀	20	20	0	0	[乳] 全市町村
長崎	21	21	3	2	[乳] 全市町村 [親] 長崎市、佐世保市、松浦市 [障] 長崎市、大村市
熊本	45	42	6	9	[乳] 全市町村（人吉市、南小国町、小国町を除く） [親] 熊本市、天草市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、山都町 [障] 熊本市、宇土市、上天草市、宇城市、大津町、菊陽町、益城町、苓北町、南阿蘇村
大分	18	18	18	0	[乳、親] 全市町村
鹿児島	43	43	0	0	[乳] 全市町村

※上記の情報は、令和8年1月時点の情報です。委託の状況について、更新後の情報は、支払基金ホームページに掲載します。

# 【参考】県・市町村から支払基金に請求事務を委託する際の手続きの流れ

① 県から支払基金事務局に**委託の申出**を行う。支払基金から県に**仕組みを説明**。県で**委託時期等を整理**する。

- ・調整に着手してから委託開始まで、おおむね6ヵ月程度～1年以上かかる。**委託の開始予定の遅くとも6ヵ月前**には、県から支払基金への申出が必要（申出を受けて、委託に向けた調整に着手する）。
- ・レセプト記載要領に沿って、**公費負担者番号**や**受給者番号**を全面的に見直す場合、県が主導して新番号を整理する。県・市町村でシステム改修を要するため、**システム改修のスケジュール等も勘案**して、**委託時期を調整**する。

② 県が主催する**市町村向け説明会**で、支払基金から市町村に**請求方法等について説明**する。

- ・連名簿（基金が作成）の自治体での受取り方法（オンライン、媒体）、高額療養費の計算方法、事務手数料等について、支払基金から市町村に説明する。
- ・**契約作業の共通化・効率化**の観点から、各市町村単位でなく、**県単位での一括契約の方法**を、支払基金から提案する。

③ 県から**医療関係団体と保険医療機関等**に、併用レセプト請求の**開始時期等を周知**する。

- ・医療機関・薬局では、**レセコンの改修も必要**になる。**十分な期間を確保して事前に周知**する。
- ※**共通算定モジュール**と連携した**クラウド型レセコン**を利用している医療機関は、**システム改修を行うことなく対応可能**。

④ 県から支払基金事務局に**届出を提出**。委託の開始までに、支払基金でマスター等に必要な**情報を登録**。

- ・委託元の自治体から提出された届出をもとに、支払基金において**実施自治体の情報を保険者マスター等に登録**する。**レセプトの請求内容のチェックで用いる各種条件**（対象年齢等）を設定する。

⑤ 開始前に、実施自治体と支払基金で**契約を締結**する。請求事務の**委託の開始**。

- ・契約は、併用レセプトの請求開始月の前月1日付けで締結。例：R8年5月請求開始 → R8年4月1日付け契約締結